イ　同種工事とは、「水門扉等工事」とし、規模は問わないものとする。
　また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。
⑸　保守管理体制　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む。）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。
　なお、配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。
　配置予定技術者の専任制については、以下のとおり。
・　工場製作については、専任制を義務付けない。
・　現場据付けについては、専任制を義務付ける。
・　工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。
ア　配置予定技術者の資格
①　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）
ａ　１級国家資格者（土木施工管理技士、建築施工管理技士）
ｂ　１級建築士
ｃ　技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
ｄ　国土交通大臣特別認定者
②　主任技術者　①に示す要件に該当する者又は以下に示すいずれかの資格を有する者
ａ　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建築施工管理技士（躯体））
ｂ　指定学科を卒業後、鋼構造物工事で下記の実務経験を有する者
ⅰ　高等学校（旧実業学校を含む。）、専修学校専門課程　５年以上
ⅱ　高等専門学校（旧専門学校を含む。）、専門士　３年以上
ⅲ　大学（旧大学を含む。）、高度専門士　３年以上
ｃ　10年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者
ｄ　登録基幹技能者講習を修了した者
ｅ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
イ　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成22年４月１日から令和７年３月31日（過去15年間）までに元請として自ら製作、据付けし、完成・引渡しが完了した、下記ウに掲げる同種工事の工事経験を有すること。
　ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６か月以上の従事期間の工事経験を有すること。
　また、工場製作と現場据付けで配置予定技術者を変更する場合は、各々の期間（工場製作・現場据付け）が１年未満においては１／２以上、１年以上においては６か月以上の従事期間の工事経験を有することとするが、工場製作が、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000Ｓ等認証取得業者又は工場総括責任者の品質管理証明書の添付等）のもとで行われる場合は、工場製作に関わる者の経験は問わないものとする。
ウ　同種工事とは、「水門扉等工事又は鋼構造物工事」とし、規模は問わないものとする。
⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。
⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。
⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒀　社会保険未加入業者の確認　入札参加者が届出の義務（①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務）を履行しているかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを申請書及び確認資料の提出時に提出すること。
３　総合評価方式に関する事項
⑴　評価項目
ア　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
イ　技術提案
ウ　企業評価
⑵　総合評価の方法
ア　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。
イ　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴評価項目のアに応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
ウ　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目（技術提案及び企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。
（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点54点））
エ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
オ　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。
⑶　落札者の決定方法
ア　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。
　なお、落札の条件は、次のとおりとする。
①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
②　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。
　また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
　ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
イ　上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
ウ　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。